

# 重要事項説明書

愛恩訪問看護ステーション

愛恩株式会社

ご利用者名:

様

様(以下「利用者」といいます)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。ご不明な点があれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第37号)」第8条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

#### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

法人名称 愛恩株式会社

代表者氏名 鈴木涼子

本社所在地 名古屋市千種区内山3-13-12 シャンボール千種1305

連絡先及び電話番号 TEL 052-715-7374

法人設立年月日 平成25年4月2日

#### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

##### (1) 事業所の所在地等

事業所名称 愛恩訪問看護ステーション

介護保険指定事業者番号 2361590462

事業所所在地 名古屋市名東区極楽四丁目904番地 サンライズ極楽105号

連絡先 TEL 052-753-8110

管理者名 管理者 富田かおり

事業所の通常の事業の実施地域

名古屋市名東区・天白区・千種区・守山区、長久手市、日進市

##### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的

主治医が必要と認めた高齢者等に対し、健康の保持・増進と安心できる生活を支援することを目的とします。

ご利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施運営の方針にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと、総合的なサービスの提供に努めます。

##### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日、ただし12月29日から1月3日までを除く

営業時間 午前9時から午後6時

※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 事業所の職員体制

2024年4月1日現在

| 職種    | 常勤 | 非常勤 | 計  | 備考 |
|-------|----|-----|----|----|
| 管理者   | 1名 | 0名  | 1名 |    |
| 看護師   | 1名 | 8名  | 9名 |    |
| 准看護師  | 0名 | 0名  | 0名 |    |
| 理学療法士 | 0名 | 1名  | 1名 |    |
| 作業療法士 | 0名 | 0名  | 0名 |    |
| 言語聴覚士 | 0名 | 0名  | 0名 |    |
| 事務職員  | 0名 | 0名  | 0名 |    |

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

| サービス区分と種類 |  |
|-----------|--|
| 訪問看護計画の作成 | 主治医の指示並びに、利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。   |
| 訪問看護の提供   | ①病状・障がいの観察<br>②清拭・洗髪等による清潔の保持<br>③食事及び排泄等日常生活の世話<br>④床ずれの予防・措置<br>⑤リハビリテーション<br>⑥ターミナルケア<br>⑦認知症患者の看護<br>⑧療養生活や介護方法の指導<br>⑨カテーテル等の管理<br>⑩その他医師の指示による医療処置 |

(2) 提供するサービスの利用料

●介護保険での訪問看護費

| サービス所要時間 | 20分未満 | 30分未満 | 30分以上<br>1時間未満 | 1時間以上<br>1時間30分未満 |
|----------|-------|-------|----------------|-------------------|
| 訪問看護費用   | 314単位 | 471単位 | 823単位          | 1128単位            |
| 利用者負担額   | 347円  | 521円  | 939円           | 1286円             |

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※上記利用料は看護師の場合です(准看護師の場合、100分の90で計算します)。

※名古屋市は地域区分3級地のため1単位あたり11.05円となります。

※利用者負担額は1割の場合です。

●サービスの加算内容

| 内容                              | 算定回数など | 使用単位           |
|---------------------------------|--------|----------------|
| ①緊急時訪問看護加算Ⅰ14日以内<br>Ⅱ15日以上      | 月1回    | 600単位<br>574単位 |
| ②特別管理加算Ⅰ<br>特別管理加算Ⅱ             | 月1回    | 500単位<br>250単位 |
| ③サービス提供体制強化加算Ⅰ<br>サービス提供体制強化加算Ⅱ | 1回につき  | 6単位<br>3単位     |
| ④ターミナルケア加算                      | 該当時    | 2500単位         |
| ⑤退院時共同指導加算                      | 該当時    | 600単位          |
| ⑥初回加算                           | 該当月1回  | 350単位          |
| ⑦長時間訪問看護加算                      | 該当時    | 300単位          |
| ⑧複数名訪問看護加算(30分未満)<br>(30分以上)    | 1回につき  | 254単位<br>402単位 |
| ⑨看護体制強化加算Ⅰ<br>看護体制強化加算Ⅱ         | 該当月1回  | 550単位<br>200単位 |
| ⑩看護・介護員連携強化加算                   | 月1回    | 250単位          |
| ⑪口腔連携強化加算                       | 1回につき  | 50単位           |

※①・②を適応されている場合、早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)は、所定の単位数の25%、深夜(午後10時から午前6時まで)は50%の加算となります。

※③は、当事業所が下記の基準に適合している場合に名古屋市に届けた上で加算されます。

ア、全ての看護師に対し、看護師ごとに研修計画を作成し、計画に従って研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

イ、利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。

ウ、看護師数の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

※④は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅等で死亡された場合を含む)に加算します。

※⑩は、訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合に加算されます。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置づけられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

※主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

●医療保険の基本療養費の種類と加算内容

| 内容                    | 算定回数等           | 料金     |
|-----------------------|-----------------|--------|
| 訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)    | 1回              | 7,670円 |
| 訪問看護管理療養費(2日目以降の訪問)   | 1日につき           | 3,000円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)     | 週3日目まで          | 5,550円 |
|                       | 週4日目以降          | 6,550円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ(同一日に2人まで)  | 週3日まで           | 5,550円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ(同一日に2人まで)  | 週4日目以降          | 6,550円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ(同一日に3人以上)  | 週3日目まで          | 2,780円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅱ(同一日に3人以上)  | 週4日目以降          | 3,280円 |
| 訪問看護基本療養費Ⅲ            | 入院中1回<br>もしくは2回 | 8,500円 |
| 難病等複数回訪問看護加算          | 1日に2回の場合        | 4,500円 |
|                       | 1日に3回の場合        | 8,000円 |
| 緊急訪問看護加算              | 月14日目まで         | 1日につき  |
|                       | 月15日目以降         | 2,000円 |
| 長時間訪問看護加算             | 週1日             | 5,200円 |
| 複数名訪問看護加算             | 同一建物2人以下        | 週1日    |
|                       | 同一建物3人以上        | 4,000円 |
| 看護師・保健師・助産師・理学療法士など同行 |                 |        |
| 複数名訪問看護加算             | 同一建物2人以下        | 3000円  |
|                       | 同一建物3人以上        | 2700円  |
| その他職員と同行              | 1日1回            |        |
| 夜間・早朝訪問看護加算           | 1回につき           | 2,100円 |
| 深夜訪問看護加算              | 1回につき           | 4,200円 |
| 24時間対応体制加算            | 月1回             | 6,800円 |
|                       |                 | 6,520円 |

|  |                   |          |
|--|-------------------|----------|
| 特別管理加算Ⅰ                                      | 月 1 回             | 5,000 円  |
| 特別管理加算Ⅱ                                      | 月 1 回             | 2,500 円  |
| 退院支援指導加算                                     | 退院日当日             | 6,000 円  |
| 退院時共同指導加算                                    | 退院後翌日以降の<br>初回訪問時 | 8,000 円  |
| 在宅患者連携指導加算                                   | 月 1 回             | 3,000 円  |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算                            | 月 1 回             | 2,000 円  |
| 看護・介護職員連携強化加算                                | 月 1 回             | 2,500 円  |
| 訪問看護情報提供療養費Ⅰ<br>訪問看護情報提供療養費Ⅱ<br>訪問看護情報提供療養費Ⅲ | 月 1 回             | 1,500 円  |
| 訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ                              | 死亡月               | 25,000 円 |
| 訪問看護医療 DX 情報活用加算                             | 月 1 回             | 50 円     |
|  |                   |          |

※保険証の負担割合、公費により自己負担額は異なります。

※上記利用料は看護師の場合です。

※緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り、下記に記載しています）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理、もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- ② 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態にある者
- ③ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- ④ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- ⑤ 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- ⑥ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態にある者

※①②は特別管理加算Ⅰ、③～⑥は特別管理加算Ⅱ

※訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰは、在宅で死亡された利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡したものを含む）または特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定していない利用者で、ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡したものを含む）に対して、ターミナルケアを行った場合に算定します。

※複数名訪問看護加算は、2 人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師または理学療法士、作業療法士、若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に訪問看護

を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※看護・介護職員連携強化加算は、訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合に加算されません。

#### 4 その他の費用について

|        |  |
|--------|--|
| 死後の処置料 | 15,000 円 (税込)  |
| 交通費    | 利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超えた地点からのガソリン代1kmあたり20円を徴収させていただきます。                         |
| キャンセル料 | サービスの利用をキャンセルされる場合、サービス実施日の前営業日の午後6時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は利用の金額の50%をキャンセル料として請求させていただきます。<br>ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 |
| 複写物費   | 1枚あたり10円を請求させていただきます。  |

#### 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

|   |  |
|---|--|
| 利用料、利用者負担額<br>(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法 | ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。<br>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月25日までに利用者宛てに郵送します。  |
| 利用料、利用者負担額<br>(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払方法 | ア サービス提供後にお渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、翌々月26日に利用者指定口座からの自動振替によりお支払いください。<br>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)。 |

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延しさらに支払いの督促から30日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

|  |   |
|--|---|
| <p>利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。</p> | <p>相談担当者氏名 管理者 富田かおり<br/>         電話番号 052-753-8110<br/>         FAX 番号 052-753-8113</p> <p>受付日及び受付時間<br/>         月曜日から金曜日の午前9時～午後6時、ただし12月29日から1月3日までは除く。</p> |
|--|---|

※担当する看護職員に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

#### 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。なお、事業所にてコピーを保管させていただきます。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示ならび利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者

が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(6) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かりや金銭、物品、飲食の授受
- ② 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ③ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食、その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 虐待防止に関する責任者 | (職・氏名) 管理者 富田かおり |
|-------------|------------------|

(2) 虐待防止のための措置

①愛恩訪問看護ステーションは、利用者様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。愛恩訪問看護ステーションは、利用者様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。

②愛恩訪問看護ステーションは、虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者様の権利擁護、虐待防止の啓発、普及やサービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施します。

③愛恩訪問看護ステーションは、前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。

④愛恩訪問看護ステーションが身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

切迫性：利用者様本人または他の利用者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 介護相談員を受けいれます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者(利用者の家族など高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かにこれを市町村に通報します。

#### 9 秘密の保持と個人情報の保護について

|                        |  |
|------------------------|--|
| 利用者及びその家族に関する秘密の保持について | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>・事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ul>                         |
| 個人情報の保護について            | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等利用者の家族の個人情報を用いません。</li><li>・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む)については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。開示に際して複写などが必要な場合は利用者の実費負担となります。</li></ul> |

#### 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利状況等の把握に努めるものとします。

#### 14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合、またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施後に、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の後に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保管します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、必要に応じ利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

#### 16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 17 サービス提供に関する相談、苦情について

##### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付け

るための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)  
イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順以下のとおりと  
します。

①苦情原因の把握

②検討会の開催

③改善の実施

④解決困難な場合は保険者に連絡し、助言・指導を得て改善。また、解決できない  
場合は保険者と協議し愛知県国民健康保険団体連合会への連絡も検討する。

⑤再発防止

⑥事故発生時は速やかに必要な措置を講じられるよう予め医療機関との対応方法  
を定め、医療機関に周知して協力を依頼する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】

所在地 : 名古屋市名東区極楽四丁目 904 番地 サンライズ極楽 105 号

担当者氏名 : 管理者 富田かおり

電話番号 : 052-753-8110 FAX 番号 : 052-753-8113

受付日及び受付時間 : 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時、ただし  
12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。上記時間以外は電話転送にて対応。

【外部の窓口】

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 | 電話番号:052-972-3087 |
| 愛知県国民健康保険団体連合会      | 電話番号:052-971-4165 |

18 重要事項説明の年月日

|                 |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|
| この重要事項説明書の説明年月日 | 年 | 月 | 日 |
|-----------------|---|---|---|

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第 37 号)」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

【事業者】

法人名： 愛恩株式会社  
住所： 名古屋市千種区内山 3-13-12 シャンボール千種 1305  
代表取締役： 鈴木涼子 印

【事業所】

住所： 名古屋市名東区極楽四丁目 904 番地 サンライズ極楽 105 号  
事業所名： 愛恩訪問看護ステーション  
事業所番号： 2361590462  
管理者： 富田かおり

担当者 管理者 富田かおり より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【利用者】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【連帯保証人】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【代理人(成年後見人等)】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印(続柄 \_\_\_\_\_)

署名代行理由 \_\_\_\_\_

以下に同意していただける場合は□にレ点をお願いいたします。

- 個人情報保護方針(別紙)を確認し、個人情報使用について同意します。
- 重要事項説明書により、説明者 富田かおり から居宅サービスについて説明を受け、その内容を確認し、同意の上、居宅サービス事業者にサービスを依頼します。
- 緊急時訪問看護、または24時間対応を申し込みます。
- 複数名訪問看護加算について説明を受け、同意します。
- 長時間訪問看護加算について説明を受け、同意します。
- 夜間・早朝訪問看護加算について説明を受け、同意します。
- 深夜訪問看護加算について説明を受け、同意します。
- 訪問看護情報提供療養費について説明を受け、同意します。
- 駐車許可証が必要となった場合、利用者氏名・住所を記載し、警察署に提出することを同意します。

本契約の成立を証するため本書2通作成し、利用者・事業所が各1通ずつを保有します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日